由布市国民保護計画 [避難実施要領]

令和2年4月

人

第1章 避難実施要領の目的と住民の避難誘導に際して前提となる		避難実施要領の目的と住民の避難誘導に際して前提となる事項	事項	
	第1節	避難実施要領の目的	1	
	第2節	住民の避難誘導に際して前提となる事項	1	
第	2章 🕆	警報及び緊急通報並びに避難の指示の伝達等		
	第1節	警報の伝達	3	
	第2節	避難の指示の通知・伝達	5	
第	3章 ;	避難実施要領		
	第1節	避難実施要領の作成及び関係機関への通知	6	
	第2節	避難の方法の基本的考え方と想定される事態の類型	8	
	第3節	想定される事態の類型と避難実施要領	10	
	1 યે	壁難のパターンⅠ:屋内への避難	10	
	_	弾道ミサイル攻撃 (通常弾道) の場合	10	
		ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合(昼間の人口密集地における突発的な攻撃の場合)	13	
		(全国の人口密集地における矢光的な攻撃の場合)(人口密集地における化学剤を用いた攻撃の場合)	14 16	
		(危険物取扱施設に対する破壊攻撃の場合)	10 15	
		(駅や列車に対する破壊攻撃の場合)	20	
	2 i	壁難のパターンⅡ :屋内への避難(核弾頭が使用された場合)		
		-0.00 / - 0.00 / 1.00 / 1.1 -0.00 0.00 / 1.00 /	20	
	3 j	壁難のパターンⅢ :市内での避難(市内の避難施設への避難)	21	
		ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合		
		(ゲリラや特殊部隊が施設を占拠して立てこもった場合)		
	4 i	避難のパターンⅣ :市外への避難(県内の他市町村及び県外への避難)		
	5 i	B 難実施要領パターンの運用について		
	《参考-			
	《参考-			
	《参考-	-3≫ 避難誘導における留意点	28	